

歯科健診等のあり方等に関する検討会
中間とりまとめ

令和8年7月31日

1 はじめに

健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進は重要な役割を果たしていることから、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが重要である。

そのためには、定期的な歯科健診や歯科診療を通じた口腔健康管理が重要であり、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」（令和5年厚生労働省告示第289号）では、令和17年度までに「過去1年間に歯科検診を受診した者の割合」を95%にすることを目標としている。

この目標の実現に向け、歯科健診の機会の充実を図るための新たな歯科健診のあり方や、効果的・効率的な歯科健診、歯科保健指導や普及啓発等について、具体的な検討を行うため、本検討会を設置した。

本検討会では、まずは2回にわたり、簡易な口腔スクリーニングを活用した歯科健診のあり方に関する議論を行い、今般、中間報告をとりまとめた。

2 歯科健診を取り巻く現状と課題

（1）健康診査の考え方

- 「健康診査」は大きく「健診」と「検診」に分けられ、それぞれの考え方については、次の通り整理されている¹⁾。
 - ・ 健康診査：疾病を早期に発見し、早期治療につなげることで、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導（運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。）等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するもの。
 - ・ 健診：必ずしも特定の疾患自体を確認するものではないが、健康づくりの観点から経時的に値を把握することが望ましい検査群。健診の結果、異常がないとしても行動変容につなげる狙いがある。
 - ・ 検診：主に特定の疾患自体を確認するための検査群。検診の結果、異常がなければ次の検診まで経過観察を行うことが多い。
- 歯科医師が口腔診査を行う歯科の健康診査では、う蝕や歯周病等の特定の疾患を確認するとともに、口腔機能や口腔粘膜、顎関節の状態、また口腔衛生状態等を総合的に確認し、結果に応じて歯科保健指導及び受診勧奨が実施されており、「健診」と「検診」の両者の要素がある。健康増進法に基づく健康増進事業として実施される歯周病検診を除き、一般的には「歯科健診」として行われている。こうした実態を踏まえ、本とりまとめにおいて一般名称として記載する場合は「歯科健診」を用いることとする。一方、「歯科口腔保健の推進に関する法律」においては、「歯科検診（健康診査

1) 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第242号）

及び健康診断を含む。) 」と規定されていることから、法律、告示その他の文書等における名称又は記載を引用する場合には、「歯科検診」を用いることとする。

(2) 歯科健診の現状と課題

- 国民の歯科口腔保健の状況は、小児のう蝕の減少や 8020 達成者（80 歳で 20 本以上の歯を有する者）の増加など、総じて改善している。一方で、40 歳以降の歯周病の有病率は改善しておらず、歯周病は成人が歯を失う最大の原因となっている。また、う蝕を有する者や 8020 未達成者等も一定数存在することから、さらなる改善が必要である。
- 「過去 1 年間に歯科検診を受診した者の割合」は年々増加しているものの、令和 6 年歯科疾患実態調査では 63.8%にとどまっている。学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に基づく学校歯科健診の影響等もあり、10 歳代前半までは高いが、10 歳代後半以降低下し、特に、20～39 歳、さらに男性では 60 歳代後半まで「過去 1 年間に歯科検診を受診した者の割合」が低くなっている。
- 歯科健診の受診率が低い年代は現役世代であり、第 3 次産業の就労者を対象とした口腔保健行動に関する研究において、「定期歯科検診」を受診しない理由は「時間がない」が半数以上を占めていた、という結果も報告されている²⁾。
- 現役世代の歯科健診の機会を増やすためには、現役世代が受診しやすいものであって、事業主、保険者及び自治体等の歯科健診実施者においても、コスト、時間及び実施体制等の観点から実施しやすい歯科健診のあり方が求められる。

3 簡易な口腔スクリーニングを活用した歯科健診について

(1) 体外診断用医薬品によるスクリーニング検査について

- 疾病の診断等に使用されることを目的とした医薬品及び医療機器については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という。）」において、「医薬品」（人の身体に投与する診断薬）、「体外診断用医薬品」及び「医療機器（医療機器プログラムを含む。）」に位置づけられており、その製造販売については、一部を除き、厚生労働大臣の承認を受ける必要がある。
- 現在、口腔疾患のスクリーニング検査に活用できるものとしては、唾液等を検体としてヘモグロビンを検出し、歯周病のスクリーニング検査が可能な体外診断用医薬品が

2) 「第 3 次産業勤労者の口腔保健行動と意識」志倉ら、日歯保存誌 63(5) : 385～395、2020 年

6 製品程度、製造販売されている。

- 歯科医師の口腔診査による口腔疾患の診断等を行う歯科健診の実施が困難な場合において、歯科未受診者を歯科医師の口腔診査による歯科健診や歯科受診につなげるために、現時点では「簡易な口腔スクリーニング」として、体外診断用医薬品を活用した歯周病のスクリーニング検査を行うことが可能であると考えられる。
- 歯周病のスクリーニングについては、これまでもその活用について研究報告がなされているとともに、本年 5 月には特定非営利活動法人日本歯周病学会から「生涯を通じた歯科健診（いわゆる「国民皆歯科健診」）に対する日本歯周病学会からの意見書（案）」が公表され、唾液中のヘモグロビンレベルと歯肉の炎症との関連性や、唾液中のヘモグロビン検出用に開発された試験紙ストリップ法による歯周病のスクリーニング検査の有用性が示されている³⁾。
- なお、現時点で歯周病のスクリーニング検査をすることが可能な体外診断用医薬品は、検査時点の唾液中に含まれるヘモグロビン濃度を評価して歯周病の疑いを検査するものであり、歯周病に特異的な指標ではないことや、歯周病に罹患しているとしても唾液採取時点の状況によってヘモグロビンが検出されない場合があること、歯周病の診断及びう蝕・その他の口腔疾患の疑いや診断はできないこと等に留意が必要である。

（２）「簡易歯科健診」（「簡易な口腔スクリーニング」を活用した歯科健診）の考え方

- 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の推進に向けて、特に現役世代を中心とした過去 1 年以内に歯科健診を受けていない者等に対して歯科健診を受けることのできる環境整備を進めることは、定期的な歯科受診や、口腔疾患の早期発見・早期治療を促す観点から重要である。
- 一方で、歯科医師が口腔診査を行う歯科健診を様々な環境で実施することは困難な場合等もあることから、特に歯科未受診者を歯科医師の口腔診査による歯科健診や歯科受診につなげるための入り口として、「簡易な口腔スクリーニング」を活用した歯科健診（以下、「簡易歯科健診」という。）の考え方を整理する。（参考資料 1）
- なお、「簡易歯科健診」は、歯科医師が口腔診査を行う歯科健診を代替するものではない。歯科医師が口腔診査を行う歯科健診は、歯・口腔の状態について幅広く診査を

3) 特定非営利活動法人日本歯周病学会「生涯を通じた歯科健診（いわゆる「国民皆歯科健診」）に対する日本歯周病学会からの意見書（案）」（令和 8 年 5 月 18 日）

行うことが可能であることから、実施可能な場合には、歯科医師が口腔診査を行う歯科健診を実施することが望ましい。

- 「簡易歯科健診」とは、現時点では、体外診断用医薬品を用いた歯周病のスクリーニング検査に加え、質問票や体外診断用医薬品・医療機器以外のツール（アプリケーションや研究用試薬等。以下、「チェックツール」とする。）等を用いて、う蝕、咬合状態及び口腔機能等に関連する自覚症状の有無や口腔状態を示す数値等を確認し、その結果を踏まえて歯科医療機関への受診勧奨までを行うものとする。
- 「簡易歯科健診」のうち、体外診断用医薬品を用いた歯周病のスクリーニング検査に加え、質問票やチェックツール等により、歯科医師が歯科医療機関における精密検査の必要性を総合的に判断するものについては、歯周病に限らず口腔疾患の疑いを評価することから、「口腔疾患スクリーニング」とする。
- 一方、体外診断用医薬品を用いた歯周病のスクリーニング検査の結果に基づく歯周病の疑いについて、歯科医師または医師（以下、「歯科医師等」という。）が評価し、質問票やチェックツール等を用いて、歯科医師以外の者が、受診勧奨又は歯科保健指導の一助として、自覚症状の有無や口腔状態を示す数値等を確認するものについては、歯周病の疑いのみを評価するものであることから、「歯周病スクリーニング」とする。
- なお、質問票やチェックツール等を用いて、歯科医師以外の者が、受診勧奨又は歯科保健指導の一助として、自覚症状の有無や口腔状態を示す数値等を確認する行為を、本とりまとめにおいては「口腔セルフチェック」とする。
- 「簡易歯科健診」を実施する場合は、歯科医師が総合的な判断を行う「口腔疾患スクリーニング」を実施することが望ましいが、健診実施者の実情等に応じて「歯周病スクリーニング」を実施することも可能である。なお、「口腔セルフチェック」のみを実施する場合は「簡易歯科健診」には該当しないものとし、受診勧奨のための取組の一つとする。
- う蝕や咬合状態、口腔機能等に関連する自覚症状の有無を確認する方法は、例えば「歯周病検診マニュアル 2023」⁴⁾に掲載されている歯科健康診査票における歯や口

4) 歯周病検診マニュアル 2023（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001521553.pdf>

の中の状況等に関する質問項目や、特定健康診査の「標準的な質問票」⁵⁾の歯・口腔に関する質問項目、「後期高齢者の質問票」⁶⁾の口腔機能に関する質問項目等を用いることが考えられる。その他、関係団体等が公表しているもの等もあることから、事業主、保険者及び自治体等の健診実施者は、連携する歯科医師がいる場合は、歯科医師と相談の上、決定することが望ましい。

- 受診勧奨については、体外診断用医薬品による歯周病のスクリーニング検査の結果が陽性の場合や口腔疾患の疑いがある場合は、歯科医療機関での精密検査が必要であるが、体外診断用医薬品による歯周病のスクリーニング検査が陰性であっても、歯や口腔に関する自覚症状等がある場合は、歯科医療機関を受診するよう受診勧奨を行う。
(参考資料2、3)
- 体外診断用医薬品による歯周病のスクリーニング検査の結果が陰性であり、かつ、質問票等による口腔疾患の疑いが低い又は歯や口腔に関する自覚症状等がない者であっても、歯周病は自覚症状が乏しいまま進行する疾患であること、初期う蝕も無症状である場合が多いこと等から、受診者には「簡易歯科健診」で評価可能な口腔疾患の疑いは限定的であることや口腔疾患の特徴等について十分に説明し、歯科医療機関での定期健診や口腔健康管理につなげることが重要である。

(3) 「簡易歯科健診」の実施方法等

- 現時点で製造販売されている歯周病のスクリーニング検査が可能な体外診断用医薬品の使用方法は、大きく次の2種類が想定される(参考資料4)。それぞれ健診実施者が、実施体制等の状況に応じて選択することが望ましい。
 - ① 健診会場で検体測定を実施する方法：
試験紙の発色反応により短時間で測定結果を判定できる製品等を活用し、健診会場に歯科ブースを設置して検体測定を実施する。健診当日に結果通知や受診勧奨、歯科保健指導を行うことも可能である。
 - ② 自宅等で唾液検体を採取し、健診会場以外で検体測定を実施する方法：
専用の唾液採取キット等を用いて採取した唾液検体を衛生検査所等に郵送し、専用装置による検体測定を実施する製品を活用する。結果通知や受診勧奨、歯科保健指導は後日実施される。唾液検体を健診当日に受診者が持参する場合、健診当

5) 標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194155_00004.html

6) 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第3版

<https://www.mhlw.go.jp/content/001239590.pdf>

日は検体の提出のみであるため、既存の健診等のスキームを変更せずに実施可能である。また、唾液検体を受診者が直接、衛生検査所等に郵送する場合は、既存の健診等とは別に、任意の時期に実施可能である。

- 「簡易歯科健診」を同時に実施する健診としては、特定健診や労働安全衛生法に基づく一般健康診断、自治体等が実施するがん検診等が想定される。また、乳幼児が個別に歯科健診を受ける際に保護者に対して実施することも効果的であると考えられる。
- 「簡易歯科健診」は、短時間でコストを抑えて実施でき、汎用性が高いことが利点であるが、健診実施者の体制等に応じて対象者を選定して実施することも有用であると考えられる。

(対象者選定方法の例)

- ・ レセプトデータを活用し、歯科医療機関を一定期間受診していない者や糖尿病に罹患しているが歯科受診のない者等を選定
- ・ 特定健診結果等から、糖尿病の高リスク者や標準的な質問票の歯・口腔の質問項目該当者等を選定

(4) 受診勧奨・歯科保健指導

- 「簡易歯科健診」では、結果に応じた歯科医療機関への受診勧奨と併せて歯科保健指導を実施することも重要であり、歯科医療機関への確実な受診や継続的な口腔健康管理につながるよう、受診者の口腔の健康に対するリテラシーを高めることが重要である。
- また、受診勧奨を行った者に対しては、可能な範囲で歯科医療機関への受診状況を確認し、未受診者への再勧奨を行うなど、受診につながるためのフォローアップを行うことが望ましい。
- 具体的な受診勧奨・歯科保健指導の実施方法については、健診実施者や受診者の状況に応じて、歯科医師や歯科衛生士等による対面又はオンラインでの実施、関係団体・関係学会等により製作されたパンフレットや動画等の活用等が考えられる。
- 歯科保健指導は、個々の状況に応じた指導を行うことでより効果的な指導となることから、歯科医師や歯科衛生士が行うことが望ましい。一方で、すべての歯科保健事業担当者が活用できる歯科保健指導マニュアル等の整備や情報発信等を進めることが求められる。

4 今後の課題や取組等について

- 本検討会において、我が国における歯科保健を取り巻く状況等を踏まえ、現時点において、歯科医師が口腔診査を行う歯科健診が困難な場合に実施する「簡易歯科健診」の考え方について、これまでに計2回議論を重ね、中間とりまとめを行った。
- 「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」を進めていくうえで、本検討会を開催して、「簡易歯科健診」の考え方を整理し、実施方法を示すことは、非常に重要である。
- 特に歯科健診を実施していない事業主、保険者及び自治体等において、コストや時間の負担等を抑えた実情に応じた「簡易歯科健診」を当該事業主、保険者及び自治体等において実施することにより、歯科健診受診率の向上及び国民の歯科口腔保健の保持・増進につながるととともに、健康寿命の延伸に寄与することが期待される。
- 一方で、「簡易歯科健診」は、歯科医療機関での歯科医師や歯科衛生士による歯周病を含む口腔疾患の予防・治療を促すための入口としての位置付けであり、特に口腔疾患の疑いを有する者や口腔疾患に罹患している者を確実に歯科医療機関への受診（歯科医師による精密検査）につなげることが重要である。そのため、スクリーニング検査の判定基準や運用条件、歯周病以外の口腔疾患のスクリーニングの評価方法及び効果的な歯科保健指導・受診勧奨の方法等について、引き続き検証を行い、効果的な実施方法を示すことが求められる。
- また、「簡易歯科健診」の適切な実施及び円滑な運用を図るため、健診実施者に対する周知に加え、歯科医療機関及び国民に対する周知・啓発を併せて推進することも重要である。
- なお、今回は、現時点で歯科健診時に使用可能な体外診断用医薬品（唾液中のヘモグロビン濃度を検出し、歯周病の疑いを評価する検査）を使用する場合の考え方について整理を行ったが、今後、唾液以外の検体や歯周病以外の口腔疾患の疑いを評価する体外診断用医薬品や口腔疾患の疑いを判定可能なプログラム医療機器等が新たに承認された場合は、それらを活用した歯科健診のあり方について検討する必要がある。
- 歯科健診の機会を充実し、歯科健診の受診率を向上することは重要である一方で、歯科健診の受診率の向上はゴールではなく、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」の推進を通じて、口腔疾患の予防・早期発見・早期治療につなげ、生涯を通じて歯・口腔の健康を保つことが重要であり、適切な歯科受診につながる歯科健診や歯科保健指導・受診勧奨のあり方等について引き続き議論していくことが求められる。

- そのためには、特に、国民一人ひとりが歯・口腔の健康の重要性を認識し、自ら意識変容・行動変容を促すことができるよう、歯・口腔の健康に関する周知・啓発の充実も併せて重要であり、これらも含め、効果的な実施方法については、引き続き検討する必要がある。

歯科健診のあり方等に関する検討会 構成員名簿

氏 名	所 属
池井 真守	全国健康保険協会 保健部長
◎ 川口 陽子	日本歯科医学会 副会長
北村 知昭	特定非営利活動法人 日本歯科保存学会 理事長
佐原 博之	公益社団法人 日本医師会 常任理事
塩野 裕	日本商工会議所 総務部長
田村 道子	葛飾区 健康部 歯科保健担当課長
中野 恵	健康保険組合連合会 参与
武藤 繁貴	公益社団法人 日本人間ドック・予防医療学会 副理事長
武藤 智美	公益社団法人 日本歯科衛生士会 会長
福田 英輝	国立保健医療科学院 主任研究官
安田 恵理子	公益社団法人 日本産業衛生学会 産業歯科保健部会長
○ 山本 龍生	一般社団法人 日本口腔衛生学会 理事長
山本 秀樹	公益社団法人 日本歯科医師会 常務理事
吉成 伸夫	特定非営利活動法人 日本歯周病学会 理事長

◎座長 ○座長代理

(令和 8 年 6 月 22 日時点)

歯科健診等の考え方

(令和8年7月時点版)

歯科健診

口腔診査



【歯科医師が口腔疾患の疑いを評価】

受診勧奨/歯科保健指導



対面

簡易歯科健診：簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診

①口腔疾患スクリーニング

歯周病スクリーニング検査



体外診断用医薬品 (Hb検出)
(歯周病検査ツール)



【歯科医師等が評価】



質問票・
チェックツール等



【歯科医師が総合的に評価】

歯周病スクリーニング検査



体外診断用医薬品 (Hb検出)
(歯周病検査ツール)



【歯科医師等が評価】



質問票・
チェックツール等



【歯科医師以外が実施】

口腔セルフチェック

口腔セルフチェック

質問票・チェックツール等



【歯科医師以外が実施】

受診勧奨/歯科保健指導



対面



オンライン



パンフレット



動画

等

歯科受診



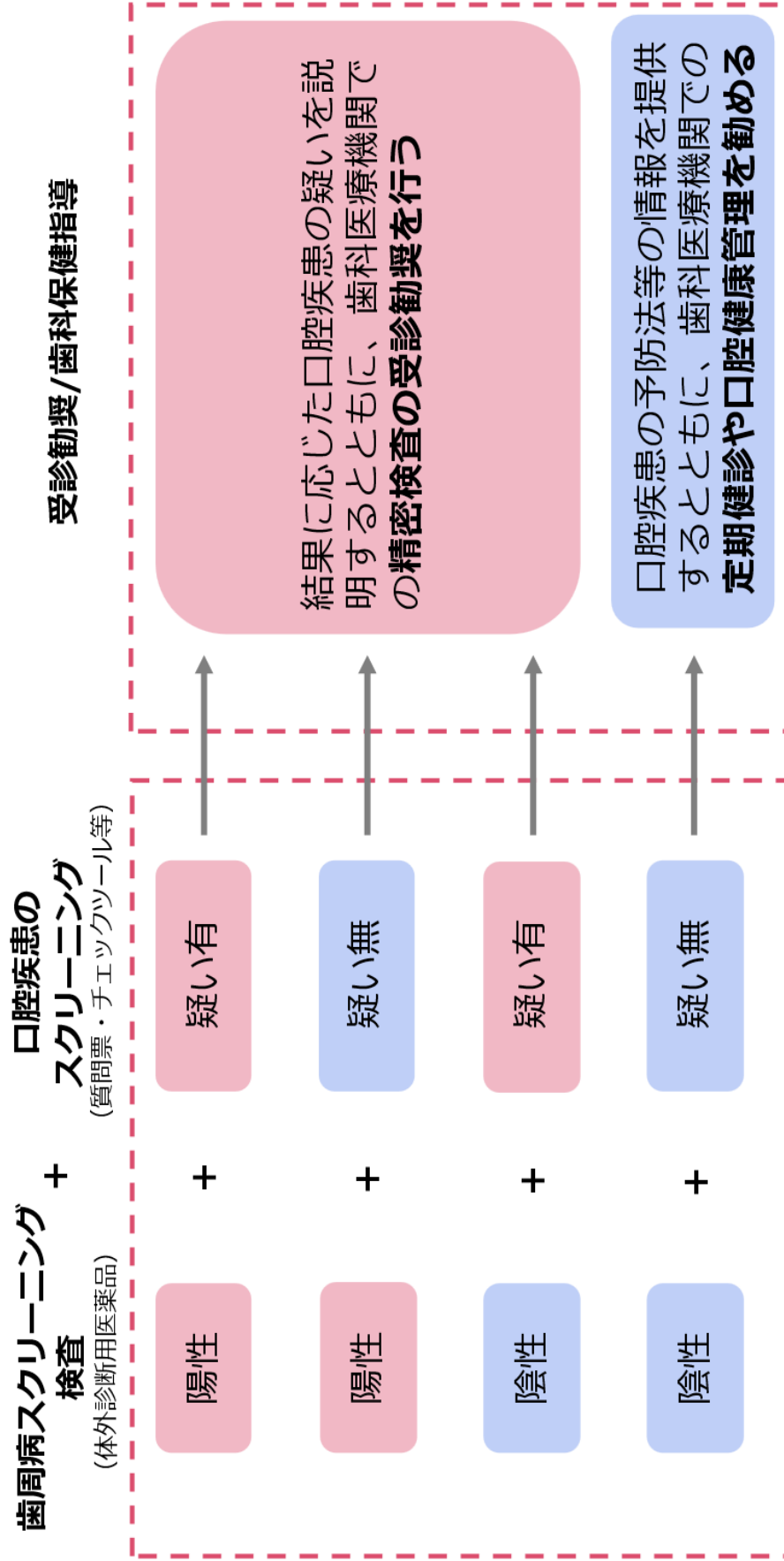
歯科医療機関

口腔診査
精密検査

歯科保健指導 等

①口腔疾患スクリーニングにおける受診勧奨までの流れのイメージ

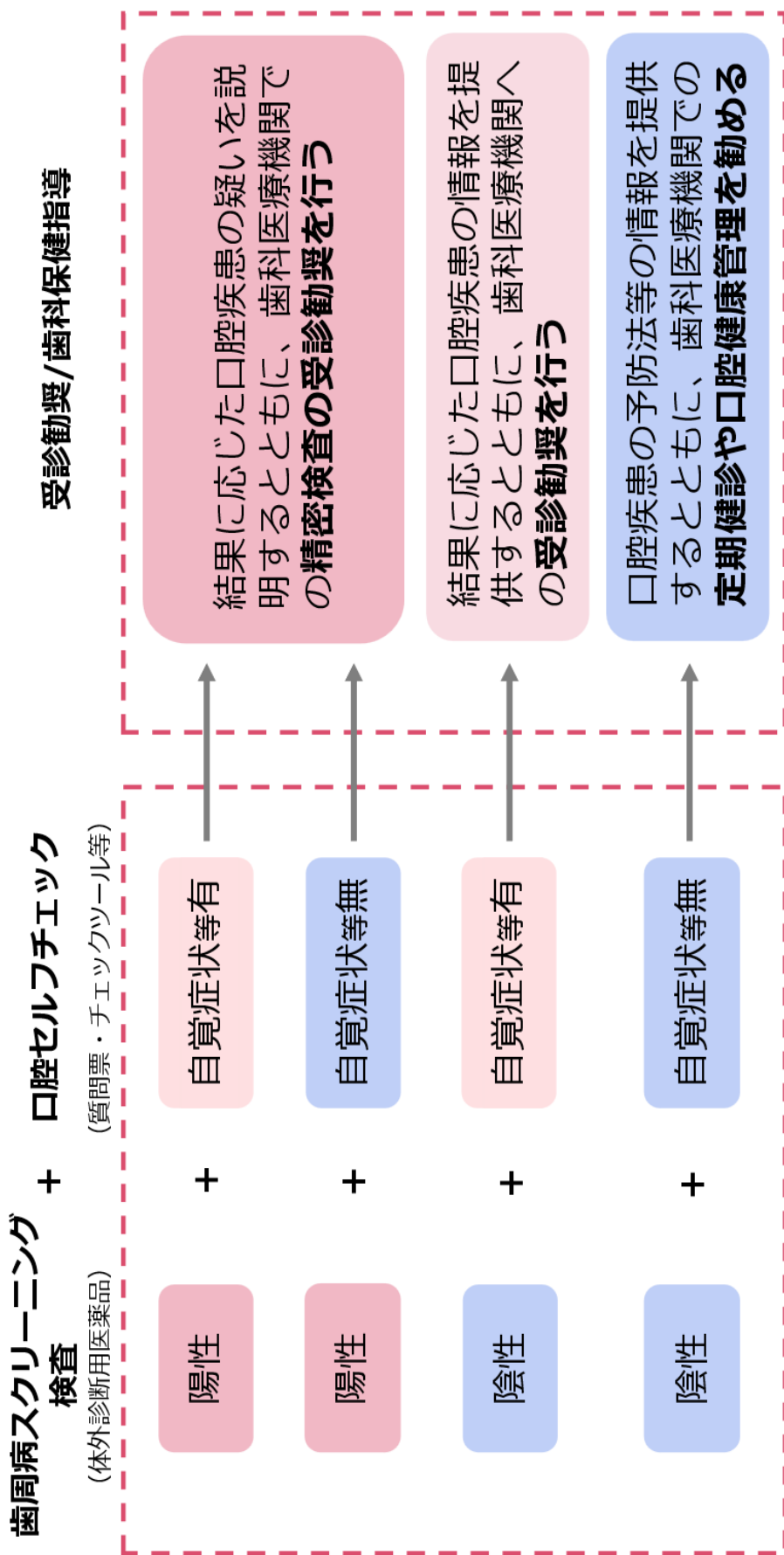
口腔疾患スクリーニング：歯周病スクリーニング検査及び口腔疾患のスクリーニングを実施し、
歯科医師が歯周病を含む口腔疾患の疑いを総合的に評価



※受診者が歯科医療機関を受診する際は、簡易歯科健診の結果に基づく受診であることが歯科医療機関に伝わるようにすることが望ましい。

②歯周病スクリーニングにおける受診勧奨までの流れのイメージ

歯周病スクリーニング：歯周病スクリーニング検査の結果に基づく歯周病の疑いを歯科医師等が評価し、
質問票・チェックツール等による口腔セルフチェックを歯科医師以外の者が実施



※受診者が歯科医療機関を受診する際は、簡易歯科健診の結果に基づく受診であることが歯科医療機関に伝わるようにすることが望ましい。

簡易歯科健診の実施方法のイメージ

＜①健診会場で検体測定を実施＞

